

名古屋国際会議場大規模改修事業

入札説明書等に関する質問への回答

- 名古屋国際会議場整備運営事業に関して、令和6(2024)年1月12日に受けた入札説明書等に関する質問に対する回答を公表します。
- 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字・脱字及び表記の誤りと判断した箇所については、一部修正しています。

令和6年2月1日修正公表

名古屋市

No.	対象資料 文書名	該当箇所				該当事業	項目	質問	回答
		頁	章	節	項				
1	入札公告	1	1	4	-	共通	事業期間	予期せぬ事由により工期が遅延し竣工が遅れた場合は、供用開始日が遅れると考えてよろしいでしょうか。	その時点での具体的な事情に基づいた判断となります。
2	入札公告	4	2	4	ア-(ウ)	事業①	各業務に当たる者の参加要件	【事業①】「公告日の前日までに、元請又は代表構成員（共同企業体としての実績の場合）として、観客席数（固定席）の合計が1,000席以上かつ延床面積が9,000平方メートル以上のホール、展示場及び会議場等の設計の実績を有する者であること」 は、①観客席数（固定席）の合計が1,000席以上かつ延床面積が9,000平方メートル以上のホール ②展示場及び③会議場等 の3種の実績を有する。と理解致しました。 その際に、②および③についての規模要件は、名古屋国際会議場と同等以上、また③については国際会議として利用される施設と考えて宜しいでしょうか。	「観客席数（固定席）の合計が1,000席以上かつ延床面積が9,000平方メートル以上」は「ホール、展示場及び会議場等」にかかる、「ホール」「展示場」「会議場等」いずれかの実績を有することを要件とします。
3	入札公告	4	2	4	ア-(ウ)	事業②	各業務に当たる者の参加要件	「公告日の前日までに、元請又は代表構成員（共同企業体としての実績の場合）として、延床面積が9,000平方メートル以上のホール、展示場及び会議場等の設計の実績を有する者であること」 は、①延床面積が9,000平方メートル以上のホール ②展示場及び③会議場等 の3種の実績を有する。と理解致しました。 その際に、②および③についての規模要件は、名古屋国際会議場と同等以上、また③については国際会議利用される施設と考えてよろしいでしょうか。	「観客席数（固定席）の合計が延床面積が9,000平方メートル以上」は「ホール、展示場及び会議場等」にかかる、「ホール」「展示場」「会議場等」いずれかの実績を有することを要件とします。
4	入札公告	4	2	4	ア-(ウ)	事業①	各業務に当たる者の参加要件	①観客席数（固定席）の合計が1,000席以上かつ延床面積が9,000平方メートル以上のホール 実績は、既設同等の「観客席数（固定席）の合計が1,400席以上かつ延床面積が14,000m ² 以上のホール」が望ましいと考えます。がよろしいでしょうか。	原文のままとします。
5	入札公告	7	3	(7)	イ	共通	入札書及び事業提案書の提出場所	「イ郵送による場合の到達期限及び提出場所」については「(ウ) 提出方法」として「二重封筒を・・・(中略)・・・送付すること。」と記載ありますが、「ア持参による場合」も「二重封筒を用い、入札書を中封筒に入れて封印し、中封筒表面に代表企業名、開札日及び入札件名を記載し、外封筒表面に開札日、入札件名及び入札書在中の旨を記載し、事業提案書を同封」すると考えてよろしいでしょうか。	お見込み通りです。
6	入札公告	9	4	(2)	ア	共通	入札保証金	名古屋市契約規則第5条(1)に基づいて、「競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約」を締結するものと考えますが、宜しいでしょうか。また、入札保証保険契約書の提出期間、提出場所、提出方法をご指示ください。	応募者が名古屋市競争入札参加資格を有している者のみで構成され、当該案件の資格審査結果通知を受けている場合は当該案件に係る入札保証金は免除します。 応募者の構成員に名古屋市競争入札参加資格を有していない者が含まれ、競争入札参加資格申請手続が進行中である場合の入札保証金又は入札保証保険契約に関する手続きについては、該当の応募者に対して個別にご案内します。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				該当事業	項目	質問	回答
		頁	章	節	項				
7	入札説明書等					共通	全般	令和4年3月30日および令和4年12月21日公告の名古屋国際会議場整備運営事業の「入札説明書等に関する質問書等」に記載の回答のうち本事業にも該当する内容でも、本事業には適用されないと理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
8	入札説明書	1	1			共通	入札説明書の定義	「なお、入札説明書等と実施方針等及び実施方針に関する質問回答に相違のある場合は、入札説明書等に規定する内容を優先するものとする」と記載されておりますが、質問回答の優先順位の方が低いことから、質問回答にて回答があった場合においても、入札説明書等の内容が優先されてしまいます。質問回答の結果は、必要に応じて入札説明書等に反映されるという理解でよろしいでしょうか。	「なお、入札説明書等と実施方針等及び実施方針に関する質問回答に相違のある場合は、入札説明書等に規定する内容を優先するものとする」との記載はありません。 入札説明書等と事業提案書相互の優先順位については、設計・工事請負契約書（案）の別紙2「書類間の優先順位に係る特約条項」をご参照下さい。
9	入札説明書	7	2	10		共通	事業スケジュール	本事業において、部分引渡しは実施しないものと理解してよろしいでしょうか。	設計業務においては、実施設計業務終了後に部分引渡しを受けるものとします。その他の業務については、やむを得ない理由がない限り部分引渡しは実施しない想定です。
10	入札説明書	7	2	10		共通	事業スケジュール	事業①・事業②が異なる企業が設計施工受託をした場合、どちらか一方が先に竣工引渡しを行った場合は、残された事業者は竣工引渡しされた側の管理義務はないものとして考えてよいのか? Ex. 事業①と事業②境界の仮囲い費用・引渡し後の維持管理費用（警備・清掃等）等	お見込みの通りです。
11	入札説明書	10	3	1	(5)	共通	応募者の構成員等の変更	「①応募者における構成員等が参加資格要件を欠いた場合の措置…」及び「②応募者における構成員等の変更可否…」において、代表企業を除く構成員は「やむを得ない事由で…（以下略）」とありますが、指名停止はやむを得ない事由に該当すると考えてよろしいでしょうか。	本公告の日から落札決定までの間に指名停止の措置を受けた場合、該当者は参加資格要件を欠いた場合に該当し、やむを得ない事由には該当しません。
12	入札説明書	11	3	2	(3)	共通	提案書類の取り扱い	「イ著作権等」において「入札参加者が提出した事業提案書類は、情報公開請求の対象となり、公開・非公開の決定にあたって、市は入札参加者の意見を聞くものとする。」と記載ありますが、事業提案書類は、情報公開請求の対象から外していただけませんでしょうか。提案書類は、応募者の独自の技術・ノウハウを結集して作成するものです。公開される可能性がある場合、踏み込んだご提案をしづらくなります。	事業提案書類は情報公開請求の対象となるため、対象から外すことはできません。 ただし、情報公開請求の制度上、公開前に書類作成者へ公開内容に係る意見照会を行いますので、その際に非公開部分について意見いただきますようお願いします。なお、意見照会後の本市の公開内容の決定に不服がある場合は、不服申立ていただくことも可能です。
13	入札説明書	13	4	2		共通	選定の手順及びスケジュール（予定）	事業者対話は、TV・ビデオ会議等で参加することは可能でしょうか。もし可能な場合、TV・ビデオ会議等での参加者は、参加人数制限に含まないものとして頂けないでしょうか。	可能です。 TV・ビデオ会議等については、参加人数の制限を設けません。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				該当事業	項目	質問	回答
		頁	章	節	項				
14	入札説明書	13	4	2		共通	選定の手順及びスケジュール（予定）	入札説明書等に関する質問の機会が1回しかございませんが、質疑で生じた貴市と事業者との認識のずれの解消や事業者の提案をより良いものにするために、再度の質問の受付・回答の機会を設定頂けないでしょうか。	事業者対話の質問受付（令和6年2月27日受付〆切）において質問してください。
15	入札説明書	13	4	2	-	共通	選定の手順及びスケジュール（予定）	事業者対話予定日から入札書、事業提案書の受付締切までの日数が短く、対話結果の提案書への反映が難しいことが想定されます。事業対話の結果を早めにお伝え頂くことをご検討頂けないでしょうか。	事業者対話の質問回答の公表日は予定であり、なるべく早く公表するよう努めます。
16	入札説明書	14	4	3	(2)	共通	資料の閲覧・貸与	令和6年7月31日までに閲覧・貸与資料の破棄が求められていますが、仮に落札者となった場合は、設計・施工を行う上で必要な情報が含まれているかと存じますので、破棄の時期は追って協議していただけないでしょうか。	落札者となった場合は引き続き資料の使用を認めます。破棄の時期については協議によります。
17	入札説明書	16	4	3	(8)	共通	入札の辞退	昨今、経済状況が日々刻々と変化しております。参加審査通過者が何らかの事情により入札を辞退した場合、貴市が何かしらのペナルティを科す可能性はありますでしょうか。	入札辞退に対するペナルティはありません。
18	入札説明書	19	5	4		共通	提案内容に関するヒアリング等の実施	ヒアリング等については、一般公開で行われるのでしょうか。それとも非公開での実施でしょうか。	公開することで、率直な意見交換若しくは意思決定の中立が不 당に損なわれる恐れがあるため、非公開とします。
19	入札説明書	19	5	5		共通	落札者の決定・公示	「①落札者における応募各社が不正2事由（※）に該当した場合の措置は以下のとおりである。」と記載ありますが、これに該当するのは本事業のみと考えてよろしいでしょうか。	本事業に限らず、本市との契約において不正2事由に該当すれば記載の措置となります。
20	入札説明書	19	5	5		共通	落札者の決定・公示	代表企業・代表企業を除く構成員が不正2事由に該当した場合に限り、事業契約を締結しない、とされておりますので、他には事業契約を締結しない事由は無いという理解でよろしいでしょうか。	落札者決定から設計工事請負契約締結までの間における落札者の失格については、「構成員が不正2事由に該当した場合に限り、応募者は失格」としております。
21	入札説明書	19	5	5		共通	落札者の決定・公示	「② 落札者における応募各社の変更可否」について「代表企業を除く構成員」は「やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き不可」と記載ありますが、指名停止については「やむを得ない事由」に該当すると考えてよろしいでしょうか。	本公告の日から落札決定までの間に指名停止の措置を受けた場合、該当事者は参加資格要件を欠いた場合に該当し、やむを得ない事由には該当しません。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				該当事業	項目	質問	回答
		頁	章	節	項				
22	入札説明書	21	6	1		共通	設計工事請負契約の締結	「落札者が設計工事請負契約を締結しない場合、又は第5の5により落札者が失格となった場合は、市は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。ただし、この場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第9号の規定による随意契約となり、落札金額の制限内でこれを行うものとする。」と記載ありますが、随意契約となる契約金額については、あくまでも当該事業者が応募時に提案していた金額との理解で相違ないでしょうか。	随意契約の契約金額は、当該事業者が応募時に提案していた金額ではなく、失格者（落札者）の落札金額の制限内になります。
23	入札説明書	21	6	1		共通	設計工事請負契約の締結	契約条件・仕様等の詳細については、工事請負契約書（案）をもとに、落札後に協議して定める、という理解でよろしいでしょうか。	契約条件は設計・工事請負契約書（案）に規定しているとおりですが、落札者決定後、市及び事業者において解釈を明確化するための協議を行うことを想定しています。
24	入札説明書	21	6	3		共通	契約保証金の納付等	「ただし、同額の履行保証保険契約等を締結」の「等」は履行保証保険契約の他、落札者がリスクと判断した契約でよろしいでしょうか。	「ただし、同額の履行保証保険契約等を締結した」を次のように読み替えるものとします。 「ただし、同額の履行保証保険契約の締結その他設計工事請負契約書に定める保証が付される」
25	入札説明書	25	8	2	1	共通	入札参加表明及び入札参加資格審査時の提出書類	様式2-6の添付資料として「消費税及び地方消費税の納税証明書」がございますが、国税（法人税、消費税）に関する納税証明書は「納税証明書その3の3」で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
26	入札説明書	25	8	2	1	共通	入札参加表明及び入札参加資格審査時の提出書類	様式2-6の添付資料として、E「第3の1(4)ウ(ウ)又は(エ)に定める設計の実績を証する書類」とありますが、(エ)は「ア(エ)に同じ」と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。それぞれの事業における入札公告上の資格を正とします。
27	入札説明書	25	8	2	1	共通	入札参加表明及び入札参加資格審査時の提出書類	事業①と事業②両方に応募する場合、事業①と事業②ごとに、参加表明書、資格証明書、提案書等の書類を提出すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
28	入札説明書	25	8	3	-	共通	資格審査通過後に入札を辞退する場合の提出書類	資格審査通過者が、資格審査通過通知受領後に、入札参加を辞退しようとする場合には、事業提案書の受付締切日までに様式3-1「入札辞退届」を提出すれば辞退が認められ、辞退に伴う罰則は生じないと理解で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
29	入札説明書	10				共通	イ 建設業務にあたる者	建設業務にあたる者に関して、「建築工事A等級」の認定を受けていることが求められていますが、参加表明時の証明書類の提出は不要と理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				該当事業	項目	質問	回答
		頁	章	節	項				
30	入札説明書	11				共通	イ 著作権等	行政文書公開請求に関して、事業提案書類は事業者のノウハウが多く含まれる資料であるため、事業者への意見照会を行ったうえで、公開又は非公開の決定をしていただけますようご検討いただきたく存じます。	情報公開請求の制度上、公開前に書類作成者へ公開内容に係る意見照会を行いますので、その際に非公開部分について意見いただきますようお願いします。なお、意見照会後の本市の公開内容の決定に不服がある場合は、不服申立ていただくことも可能です。
31	入札説明書	24	8	2		共通	(1)入札参加表明及び入札参加資格審査時の提出書類	様式2-6の添付書類のうち、納税証明書（3 名古屋市税、4 消費税及び地方消費税）及びA 一級建築士事務所登録を証する書類について、発行日に関する指定（例えば、発行から三か月以内等）はありますでしょうか。	最新の内容であれば発行日は問いません。
32	入札説明書	13	4	2		共通	選定の手順及びスケジュール（予定）	事業者対話は、TV・ビデオ会議等で参加することは可能でしょうか。もし可能な場合、TV・ビデオ会議等での参加者は、参加人数制限に含まないものとして頂けないでしょうか。	可能です。 TV・ビデオ会議等については、参加人数の制限を設けません。
33	要求水準書					共通	全般	センチュリーホール、イベントホールの音響計画に際し、平面、断面、矩計のCADデータをいただけないでしょうか。	CADデータはありません。 参考資料や、閲覧・貸与資料をご参照ください。
34	要求水準書					共通	全般	改修において既設同等とありますが、既存メーカーから変更不可な場所及び改修仕様があればご教示ください。	既存メーカーから変更不可な場所についてはありませんが、電気設備・機械設備については「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿（電気設備機材・機械設備機材）（一社 公共建築協会）」に記載の機材等について、該当の機材等に掲載されているメーカーに限るものとします。改修仕様については「機能、性能、意匠の全ての面において既設と同等以上」となるように選定してください。
35	要求水準書					共通	全般	本事業は、全国的にも前例のない大規模改修工事と認識しております。 通常の改修工事では、詳細調査を行わなければ正確な積算ができませんが、提案段階で詳細調査を行うことは難しく、適正な建設費を積算することが困難です。 上記の状況から、事業開始後に詳細調査を行った上で、事業者の想定した提案内容を超えた部分については増額、減少した部分は減額の協議を貴市とさせていただけないでしょうか。	現地見学会で現場を確認していただき、現場との相違がある場合は現場を優先し、閲覧・貸与資料を参考にするなど、事業者の経験に基づき考え方の可能性を加味して必要な工法、数量でお見積りください。なお、入札説明書等に明記されていない重大な欠陥が発見された場合は、設計・工事請負契約書（案）第26条「入札説明書等、事業提案書不適合の場合の補修義務、改造義務及び破壊検査等」に基づき、協議によります。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				該当事業	項目	質問	回答
		頁	章	節	項				
36	要求水準書					共通	全般	本事業は、全国的にも前例のない大規模改修工事と認識しております。 通常の改修工事では、詳細調査を行わなければ正確な積算ができませんが、提案段階で詳細調査を行うことは難しく、適正な建設費を積算することが困難です。 適正な建設費の把握が難しい状況に加えて、各工事において「原則として既設同等で更新」と記載いただいている該当工事においては、100%の更新が、資源有効利用促進や環境配慮、コスト面の観点から、必ずしも合理的ではないと思われます。現時点で貴市にて今回が必要と想定される割合をご教示いただけないでしょうか。	「原則として既設同等で更新」とは、原則100%の更新を想定しております。
37	要求水準書					事業②	機器全般	今回更新しない設備機器については、工事期間中通電されない状況で停止したままとなります。通電後の動作確認、不具合があった場合の修繕については事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	不具合が起こらないように、停電前、工事期間中、復電の際に適切な対策を講じて下さい。これらを考慮した上で不具合が発生した場合、対応について市と協議による。
38	要求水準書					共通	共通	経済性の高い事業（更新）内容への見直しにより、屋外ラッピングの仕様についてSUS製（既存仕様）からガルバリウム鋼板製に変更頂けないでしょうか。	原文のままとします。
39	要求水準書	1	1	1		共通	本要求水準書の位置づけ	事業①・事業②が異なる事業者に決まった場合、貴市の立ち合いのもと、事業者①と事業者②間の連携・調整はなされると考えてよろしいでしょうか。	必要に応じて立ち合いをいたします。
40	要求水準書	1	1	1		共通	本要求水準書の位置づけ	「事業①・事業②が周辺環境及びそれぞれの事業との調和について相互に連携・調整すること」とありますが、事業者②の提案内容に、必須工事に該当しない項目（例えば、サイン工事など）の提案がなかった場合には、その項目については事業者①と事業者②間の連携・調整は不要と考えてよろしいでしょうか。	提案がない項目についても、必要に応じて連携・調整を実施してください。 (例えば、サイン工事でも内照式のものは、中央監視設備や照明制御設備等に関連します)
41	要求水準書	1	1	1		共通	本要求水準書の位置づけ	事業①・事業②が異なる事業者に決まった場合は、『事業①・事業②間での抜け漏れがないように、事業者の費用と責任において事業間の調整を行うこと』は、調整事項に関して『「善管注意の範囲で」「調整が必要な事項を指摘・抽出し、貴市へ報告すること』と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書等の範囲で、報告のみでなく、事業者間の調整を行ってください。
42	要求水準書	1	1			共通	1 本要求水準書の位置づけ	「事業①・事業②が周辺環境及びそれぞれの事業との調和について相互に連携・調整すること。（中略）事業費の費用と責任において事業間の調整を行うこと。」と記載がありますが、事業者①②が調整を開始するタイミングの想定があればお示しください。 また、費用面等において調整が整わない事項が発生した場合、貴市を含めて協議していただけるものでしょうか。	調整を開始するタイミングは本契約締結後を想定しています。 調整が整わない事項の対応については、お見込み通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				該当事業	項目	質問	回答
		頁	章	節	項				
43	要求水準書	5	1	2	10	共通	周辺施設との連携	「市が堀川、白鳥庭園・白鳥公園等周辺施設において事業を実施する場合には、一体性を高めるため当該事業に協力すること」とございますが、具体的にどのような事業を想定されているのかご教示いただけますでしょうか。	堀川プロムナード及び白鳥公園において再整備を実施することを想定しております。
44	要求水準書	6	1	4	(1)	共通	要求水準の変更	「市は、事業期間中に、次の事由により要求水準を変更する場合がある。」との記載がありますが、事業者から市に変更を要望することも可能でしょうか。相互に協議できるようご検討頂きたいと考えております。	設計・工事請負契約書（案）に定める範囲において、協議を検討します。
45	要求水準書	6	1	4	(2)	共通	要求水準の変更手続き	変更手続きについて具体的な方法が記載されていないのですが、具体的な変更方法をご教授下さい。	設計・工事請負契約書（案）に定める範囲において、市と事業者が協議の上変更することになります。
46	要求水準書	6	1	4		共通	工事監理業務に関する要求水準実施体制	「管理技術者（工事監理）は工事監理業務期間中、専門別の担当者（構造の担当者及び昇降機設備の担当者を除く）は担当業務の期間中、専任して業務を行うこと。」は、【意匠】【電気設備】【機械設備】技術者は、工事期間を通して他の業務を兼務してはいけないと考えてよろしいでしょうか？ また、専任とは、他の業務を兼務せず、常時継続的に当該建設工事現場に係る職務にのみ従事していることと、理解しておりますが、週に半日程度の社内組織運営上必要な会議への出席は可能でしょうか？	【意匠】【電気設備】【機械設備】技術者は、工事期間を通して他業務との兼務は認められません。ただし、事業①と事業②を同一事業者が受注した場合に限り、事業①と事業②の工事監理担当者の兼務は可とします。 また、週に半日程度の社内組織運営上必要な会議への出席について、本業務における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると市が認めた場合には、可とします。
47	要求水準書	6	1	4		共通	工事監理業務に関する要求水準実施体制	事業①・事業②が同じ事業者に決まった場合、管理技術者（工事監理）と専門別の担当者は、品質基準の一貫性の確保のため、事業①と事業②の兼務は適当と考えますが、よろしいでしょうか？	お見込み通りです。
48	要求水準書	11	1	17		共通	指定管理者との調整	「円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、現指定管理者から業務の引継ぎを行うこと。また、施設運営にかかる関係者へ指定管理者となる旨の報告を遺漏なく行うこと。」と記載ありますが、事業開始にあたり遅延なく業務を開始できるよう現指定管理者との引継ぎは早期に開始したいと考えております。現指定管理者との引継ぎ開始時期の定めはありますでしょうか。	該当する記載がありません。
49	要求水準書	11	1	17		共通	指定管理者との調整	現指定管理業務の維持管理・運営の状況につき、改修の参考意見として、現指定管理者にヒアリングを行うことは可能でしょうか。	指定管理者への直接のヒアリングは不可とします。維持管理・運営状況の質問がある場合は、事業者対話にて質問をして下さい。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				該当事業	項目	質問	回答
		頁	章	節	項				
50	要求水準書	14	2	1	(4)	共通	周辺インフラ整備状況	更新インフラの引込接続位置については、「管理者又は供給業者への確認、調整を行い、市と協議の上、行うこと。」とあります。従って、引込接続位置の変更は可能と解釈して宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。ただし、引込接続位置変更に伴い使用しなくなった既設管（メーターユニット、量水器ボックス、バルブボックス、排水枠、ハンドホールを含む）は撤去・処分してください。
51	要求水準書	14	2	1	(4)	共通	周辺インフラ整備状況	「別紙06インフラ施設現況図」に記載のない配管類・埋設物類の撤去・処分については、貴市のご負担にて別途精算をお願いします。	閲覧・貸与資料に含まれる既設図面等から存在が想定される配管類・埋設物類の撤去・処分は本事業に含まれるものとします。 ただし、入札説明書等、事業提案書不適合の場合は、設計工事請負契約書第26条に基づき増加費用の負担を決定するものとします。
52	要求水準書	14	2	1	3	事業②	計画条件	「事業②は、要求水準書のうち以下の工事は必須とし、その他の工事は提案によるものとする」とありますが、採点にあたってその他の工事の提案が多いほど加点になると考えてよろしいでしょうか。	落札者決定基準に記載の評価の視点に基づきます。「改修範囲及び改修グレード」に記載のとおり、適切かつ十分な改修範囲、改修グレードが提案されている場合は加点となります。
53	要求水準書	14	2	1	3	事業②	計画条件	「事業②は、要求水準書のうち以下の工事は必須とし、その他の工事は提案によるものとする」とありますが、各個別の要求水準で【事業②必須】と記載のないものは、必須でない工事と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
54	要求水準書	14	2	1	(5)	共通	土壤汚染状況	「イ土壤汚染状況」について土壤汚染対策法第4条及び名古屋市環境保全条例第15条の届出をもって、調査命令が発出されない場合は任意調査不要と考えてよろしいでしょうか。	法令に基づく調査を必要とするかどうかについては、お見込みの通りです。法令に関わらず、事業を適正かつ円滑に進める上で調査が必要となる場合は、事業者の判断で実施をお願いします。
55	要求水準書	14	2	1	(5)	共通	土壤汚染状況	「イ土壤汚染状況」について場内で発生する残土以外は場内自ら利用して良いと考えてよろしいでしょうか。	場内で発生する残土は、関係法令を遵守した上で実施願います。なお、場内利用を起因とした施設運営管理上の影響がある場合は、事業者と本市とで協議とします。
56	要求水準書	14	2	1	(5)	共通	土壤汚染状況	隣接地の状況から、汚染物質が本事業対象地にも、含有されていることは推測されますが、工事に伴い発生すると思われる汚染土壤量は明らかにはなりません。地中障害の撤去及び処分に係る追加費用は、貴市と協議可能と規定いただいていますが、処理費用の増減は、依然として事業者リスクとなるため、改めて、調査費用と処理費用は、本事業外とし、全面的に貴市負担としていただけないでしょうか。	設計工事請負契約書（案）第13条・第26条の通り、事業用地の土壤汚染に係る契約不適合について、処分等に係る費用は事業者が負担するものとしますが、処理費用の増減については市と事業者で協議するものとします。原案の通りとします。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				該当事業	項目	質問	回答
		頁	章	節	項				
57	要求水準書	14	2	1	(5)	共通	土壤汚染状況	「～汚染掘削残土の処分を行うこと。処分に係る費用については、本事業に含まれるとあります」とありますが、土壤汚染状況は調査をしないと不明であることから、事業者負担の場合には、提案時においては掘削残土は全て汚染されているものと想定して提案金額を算出せざるをえません。その結果、提案金額が過大になり、予算を超えてしまうことになるため、入札説明書等から合理的に推測しえない土壤汚染があり、それを事業者が証明した場合には、その取扱いについては貴市及び事業者で協議ではなく、貴市での負担をご検討頂きますようお願い致します。	設計工事請負契約書（案）第13条・第26条の通り、事業用地の土壤汚染に係る契約不適合について、処分等に係る費用は事業者が負担するものとしますが、処理費用の増減については市と事業者で協議するものとします。原案の通りとします。
58	要求水準書	14	2	1	(5)	共通	ア 土壤汚染状況	土壤汚染調査の結果、地下水の汚染が判明し、モニタリングや浄化が必要となった場合、汚染された地下水の浄化・モニタリングに係る期間や費用等の確定は困難と思われます。当該費用については、本事業外と考えてよろしいでしょうか。	設計・工事請負契約書（案）第13条・第26条に基づき、市と事業者で協議のうえ、対応方法と負担を決定するものとします。
59	要求水準書	16	2	2	1	共通	2 景観性	既存緑地の移植・保存について、近隣や外部からの要望等によって、提案内容よりも想定以上の移植・保存が必要になった場合、その対応に追加予算をご検討頂けますようお願いします。	協議によるものとします。
60	要求水準書	16	2	2	1	共通	基本要件	「ZEB-Oriented」相当以上となるような省エネルギー化に努める対象建物は延床面積が10,000m ² 以上の1号館のみでよろしいでしょうか。 その場合、用途は集会場と捉え、一次エネルギー消費量30%以上の削減を目標とすることよろしいでしょうか。	前段についてはお見込みの通りです。なお、事業②の範囲（2号館～4号館）もZEB-Oriented相当以上になるように努めてください。 後段については、ZEBの届出先となる関係機関にご確認ください。
61	要求水準書	16	2	2	16	共通	基本要件	2箇所に分散される熱源機器の過去の時間ピーク負荷をご提示いただけないでしょうか。（1号館、4号館各々の冷熱ピーク負荷、温熱ピーク負荷）	ガス量（m ³ /日）の最大値（参考値）は以下のとおりです。 機器名（冷熱ピーク/温熱ピーク） RHA01(1,870/1,640) RHA02 (1,590/1,650) RHA21 (1,368/1,188) RHA22 (1,305/1,051)
62	要求水準書	17	2	2	1	共通	基本要件	対象となる被災者受入れの同時収容最大人数および緊急物資集配拠点、ボランティアセンター、指定緊急避難場所におけるスタッフの想定人数は、合理的な人数を想定し、提案してもよろしいでしょうか。	既存施設については、現状、被災者受入れの同時収容最大人数について、指定緊急避難場所（洪水・内水氾濫）は約720人、指定緊急避難場所（津波）は約2,500人、指定避難所は約535人を想定しております。また、スタッフの想定人数について、ボランティアセンターは30名+各地から駆け付けるボランティア人数、緊急物資集配拠点は20名を見込んでいます。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				該当事業	項目	質問	回答
		頁	章	節	項				
63	要求水準書	26	2	3	(1)	共通	改修方針	「要求水準中の数量（面積、台数等）は、提案段階における～改修の提案、設計及び施工にあたっては現場にて当該数量を十分に確認すること」とありますが現地見学のみでは詳細な調査はできません。そのため、提案時はあくまでも入札説明書等に基づいた提案内容・金額となります。入札説明書等に十分な記載が無く、落札後に詳細な調査をした結果、追加となった費用については貴市での負担をご検討頂きますようお願い致します。	改修仕様及び数量はあくまで参考です。現地見学会で現場を確認していただき、現場との相違がある場合は現場を優先し、閲覧・貸与資料を参考にするなど、事業者の経験に基づき考えられる可能性を加味して必要な工法、数量でお見積りください。なお、入札説明書等に明記されていない重大な欠陥が発見された場合は、設計・工事請負契約書（案）第26条「入札説明書等、事業提案書不適合の場合の修補義務、改造義務及び破壊検査等」に基づき、協議によります。
64	要求水準書	27	3	(1)	ウ (イ))	事業①	高压ケーブル	非常用発電機から4号館受変電室までの配線は事業①にて配線と記載ありますが、受変電設備の4号館設置饋電盤～1号館設置引込盤までの高圧ケーブルは事業①にて配線と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書P. 62に記載の通り、事業①、事業②にまたがる6kV幹線設備について、事業②にて配線を行うこととします。
65	要求水準書	27				事業①		空調能力に関して、要求水準書P. 27に「夏季に空調能力が不足しているので、機器の更新と共にシステムの見直しを行うこと」とありますが、具体的な見直し内容を指示願います。	提案によります。
66	要求水準書	27	2	3	1	共通	基本方針	夏期において空調能力が不足する箇所は以下の場所のみと考えてよろしいでしょうか。 【1号館】 <ul style="list-style-type: none">・センチュリーホール ホワイエ・センチュリーホール 2階席後方・地下1階・2階 第1・第2リハーサル室・3階 会議室131-134・4階 会議室141+142・4階 レセプションホール ロビー 【4号館】 <ul style="list-style-type: none">・1階 白鳥ホール ロビー	どの程度の能力が不足しているかについて、定量的に示せる資料はございませんが、利用者から指摘されている主な箇所はお見込みの通りです。
67	要求水準書	28	2	3	(1)	共通	ウ 改修工事内容と考慮すべき点 (イ) 一般設備（電気・空調・衛生・搬送）工事について	配管・配線の既存流用を提案した後、事業実施前の調査段階で提案時の想定と劣化の範囲や程度が大きく異なる場合、費用の増減について貴市と協議ができるとの理解でよろしいでしょうか。	配管・配線は原則更新としてください。ただし、事業②の必須工事に関する配管・配線については、調査により問題がなかことを協議し、市が認めた場合は既存流用も可とします。
68	要求水準書	28				事業①		配管更新に関して、要求水準書P. 28に「配管・配線は～原則として更新する事」とありますが、前項空調システムの見直しに合わせて配管口径の見直しも発生すると考えられます、空調能力見直し更新後の配管口径等を指示願います。	提案によります。
69	要求水準書	29	2	3	(2)	共通	ア 防水改修工事について	「原因を究明したうえで防水改修等の方法を検討し十分な対策を行うこと」とありますが、全漏水箇所の原因を究明は、困難と思われます。改修完了後、原因を特定できない漏水が発生した場合、その修繕費用は、事象者と負担せず、実費精算とすることをご検討いただけないでしょうか。	「原因を究明したうえで防水改修等の方法を検討し十分な対策を行うこと」については、事業者の経験に基づき考えられる可能性を加味して必要な工法、数量でお見積り下さい。改修完了後、漏水が発生した場合は原則として事業者による修繕対応とします。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				該当事業	項目	質問	回答
		頁	章	節	項				
70	要求水準書	37	2	3	(2)	事業①	外構改修工事における雨水排水・湧水排水について	外構改修工事の(エ)雨水排水・湧水排水の記載において、既存の雨水排水設備(埋設雨水排水管、雨水排水樹等)を改修する記載がありませんので、今回の事業①では、外構の雨水排水設備の改修工事は該当しないと考えてよろしいでしょうか。	該当します。
71	要求水準書	40	2	3	(2)	共通	カ アスベスト改修工事	石綿含有建材の処理において、表の部位の吹付塗材以外で発見された場合、貴市でのコスト負担のご検討及び工期遅延の協議に応じて頂きますようお願い致します。	要求水準書で示した建材以外の建材については、石綿障害予防規則、その他石綿処理に関する諸法令等に基づき、施工年等によりアスベストが含有しているものとして、撤去・運搬・処分に係る費用と期間をあらかじめ見込んだうえで提案を行ってください。
72	要求水準書	40	2	3	(2)	事業②	オ 外構改修工事 (ク) 植栽工事	工事期間中のアコウの木につき、事業者が「第8-2(10)植栽管理業務」の記載内容を遵守し、善管注意義務を尽くした保守を行ったにもかかわらず、アコウの木が枯損した場合、不可抗力としてお認めいただき、要求水準未達とならないとの理解でよろしいでしょうか。	枯れ枝の剪定、冬期の養生、自動灌水装置の設置、植栽基盤を南側に広げ、土壤改良などの植栽基盤全体整備を行ってください。 不可効力により枯損等が発生した場合は協議とします。
73	要求水準書	40	2	3	カ	共通	アスベスト改修工事	アスベストが含まれている吹付塗材について、除去する場合はレベル3と考えてよろしいでしょうか。	吹付塗材の除却方法については、関係部署と協議の上、関係法令等に適合するよう整備してください。
74	要求水準書	41	2	3	(2)	事業①	ク 建具改修工事	1号館について、玄関トップライト半円形状を三角形状としてよろしいでしょうか。現地見学会で確認し、下部からの意匠上は、大きな影響はない想定しました。	お見込み通りです。
75	要求水準書	41	2	3	(2)	事業②	建具改修工事の工事範囲について	P14の計画条件の中で、白鳥ホール、国際会議室の内装工事は必須とするとありますが、P41の建具改修工事について、事業②は、既存不適格工事とバリアフリートイレの自動扉、白鳥ホールの稼働間仕切りのみ必須と記載がありますので、国際会議場や白鳥ホールに、出入りするSD等の扉の改修工事は提案工事とし、必須としないということでしょうか。	お見込み通りです。
76	要求水準書	46	2	3	(2)	事業①	イベントホールの電動式観覧席の改修範囲	既設フレームを流用することは可とするとありますが、この既設フレームに、前幕板・サイドパネル・手摺は含まれるものとして考えてよろしいでしょうか。	お見込み通りです。
77	要求水準書	48	2	3	2	共通	セ 法令対応工事	(ア)特定天井耐震化工事の表に「改修参考仕様」と記載がありますが、その定義は「機能、性能、意匠等が、本書に定めた要求水準に沿ったものであれば、民間の創意工夫を活かした提案等を受け入れる余地のあるものとする」と考えてよろしいでしょうか。	お見込み通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				該当事業	項目	質問	回答
		頁	章	節	項				
78	要求水準書	51	2	3	(2)	事業①	アトリウム屋根の改修	アトリウムの屋根改修について、P51の記載では、金属屋根を張り替えるよう記載されていますが、他の箇所と同様に、カバー工法による改修も可としていただけないでしょうか。	調査により荷重等の構造上問題が無く、安全性が確認できた場合はカバー工法も可とします。
79	要求水準書	53	2	3	(2)	事業②	2号館クローケ、電話コーナーについて	表の上の記載に、【事業②必須】（事業②は国際会議室のみ必須）と意味が異なる記載がありますが、2号館クローケ、電話コーナーの改修は、必須ではなく、提案工事ということによろしいでしょうか。	お見込み通りです。
80	要求水準書	55	2	3	(3) (イ)	共通	保安用負荷	防災機能位置図に示すエリアは全てを対象としますが、災害時における必要要件として、通常時の機器定格能力ではなく、設定温度条件等を緩和した機器能力を確保することによろしいでしょうか。	要求水準書第2章3(3)ア(イ)に保安用負荷の内容について記載しているため、それを充足するような計画としてください。
81	要求水準書	55	2	3	3	共通	非常用発電機設備	保安用負荷について、緊急物資集配拠点および津波避難場所の空調設備は、非常用発電機の保安負荷として見込まないと考えてよろしいでしょうか。	別紙13「名古屋国際会議場の防災機能位置図」に示すエリアは災害時に防災機能を果たすため、全て空調・換気対応を100%確保する必要があります。
82	要求水準書	64	2	3	(3) アセ	共通	撤去工事	現状把握されているフロン・水銀・PCB含有対象をご教示ください。	フロンは、空調設備のチラーユニットやエアコン、厨房器具の冷蔵庫等に含まれています。 水銀は、蛍光管に含まれています。 PCBは、変圧器、コンデンサー、照明の安定器などに含まれています。
83	要求水準書	66				共通	(3)電気設備に関する要求水準書 ウ その他設備(シ) 構内情報通信網設備	公示頂いた閲覧・貸与資料内に現状の構内通信網設備に関する既存図面がありません。（現状図・ネットワーク図・系統図・平面図など）をご提供頂けないでしょうか。	閲覧・貸与資料を追加します。
84	要求水準書	66	(3)	ウ	(シ)	共通	構内情報通信設備	「他の情報システムとも連携できるものとすること。」において、他の情報システムの具体システム名をご教示ください。	具体システム名を想定しておりませんので、事業者提案によります。事業者①・事業者②で連携のうえ、運営に必要なシステム間連携を市と協議・調整することとします。
85	要求水準書	66	(3)	ウ	(シ)	共通	構内情報通信設備	構内情報通信設備におけるライセンス費用・機器保守費用は、別途（必要に応じ、次期指定管理者にて計上）と考えて宜しいでしょうか。	お見込み通りです。
86	要求水準書	66	(3)	ウ	(シ)	共通	構内情報通信設備	NAGOYA_Free_Wi-Fiのサービス利用において、最低利用期間2年となっております。初期に複数年分の加入が可能ですが、本事業にて何年分加入すべきか教えて頂けないでしょうか。	事業者がNAGOYA_Free_Wi-Fiサービスに加入する必要はありません。 要求水準書の「利用者へNAGOYA Free Wi-Fiを含む無料Wi-Fiサービスを提供すること。」を「利用者へNAGOYA Free Wi-Fiを含む無料Wi-Fiサービスを提供できるよう整備すること。」と修正します。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				該当事業	項目	質問	回答
		頁	章	節	項				
87	要求水準書	66	(3)	ウ	(シ)	共通	構内情報通信設備	既設仕様に「催事運営系構内LAN」と「業務管理系構内LAN」の2つのネットワーク（LAN）が記載されています。改修仕様の内容は、「催事運営系構内LAN」のみと理解してよろしいでしょうか。	「催事運営系構内LAN」および「業務管理系構内LAN」それぞれ全面更新とすることとします。
88	要求水準書	66	(3)	ウ	(シ)	共通	構内情報通信設備	インターネット回線（光回線）、プロバイダの提供は、本事業とは別に準備頂けるものと考えてよろしいでしょうか	外部からの通信引込および建物内の整備は事業①・事業②（白鳥ホール及び国際会議室は必須）にて行うこととします。プロバイダ契約は別途とします。これを明確化するため、要求水準書を修正します。
89	要求水準書	66	(3)	ウ	(シ)	事業②	構内情報通信設備	既設図面（現況図・ネットワーク構成図・系統図等）をご提供頂けないでしょうか。	閲覧・貸与資料を追加します。
90	要求水準書	66	(3)	ウ	(シ)	事業②	構内情報通信設備	構内情報通信設備及びNAGOYA FreeWi-Fiの必須箇所は、白鳥ホール及び国際会議室のみとの理解で宜しいでしょうか。	事業②は、既存の共用部エリアと、白鳥ホール、国際会議室を必須箇所とします。これを明確化するため、要求水準書を修正します。
91	要求水準書	72	2	3	(3)	事業②	エレベーター設備	性能・意匠等が既設同等であれば、現状機械室有エレベーターを機械室レスエレベーターに改修することは可能ですか？	機械室レスエレベーター方式に更新することは可能です。但し、かご等を含めた全面更新としてください。
92	要求水準書	72	2	3	(3)	共通	エレベーター設備	1号館防災センター設置の監視盤までの信号線は事業①②どちらの工事範囲でしょうか。	要求水準書P72に記載の通り、事業①、事業②それぞれの事業範囲内のエレベーターにおける1号館防災センター設置の監視盤までの信号線は、それぞれの事業にて配線を行うこととします。
93	要求水準書	75				事業①		熱源機器更新に関して、要求仕様書P.75に蓄熱槽改修仕様に関する記載がありますが、ここに書かれている内容は全て建築工事と考えて宜しいですか。機械設備で行う工事があればご指示願います。	要求水準書P75の既設仕様欄に記載のある（建築工事）は新築時の施工区分を記載したものになります。本事業における蓄熱槽改修に関する施工区分については、事業者判断によります。
94	要求水準書	76				事業①		換気風量関して、要求仕様書P.76に「感染対策のために、可能な範囲で外気量を増やす検討をおこなう」とありますが、具体的に機器類の能力、配管ダクトのサイズをどのように変更するかご指示願います。	事業者提案とします。
95	要求水準書	83				事業①		送風機類の変風量制御に関して、要求仕様書P.83に「局数変換モーターによる風量制御はインバーターによる回転数制御に変更する」とありますが、電気設備との工事区分を明確にする必要があります。	事業者提案とします。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				該当事業	項目	質問	回答
		頁	章	節	項				
96	要求水準書	92	2	3	(5)	事業①	(ウ)排水設備 a 屋内排水設備	上段の概要説明文において、「…雨水ろ過装置、…更新すること。」に対して、下段の既設改修仕様表では「雨水ろ過装置～改修～撤去とする」とあります。撤去として宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。要求水準書を修正します。
97	要求水準書	92	2	3	(5)	事業①	(ウ)排水設備 a 屋内排水設備	屋内排水管の仕様について、既設同等で更新とありますが、既設は汚水管/排水用鉄管、雑排水管/排水用タルエポキシ塗装鋼管を使用しています。施工性の良い汎用的な材料の排水用塩ビライニング鋼管として宜しいでしょうか。	原則として既設同等で更新としますが、施工場所に応じてより適した材料と判断される場合は市との協議により配管材料の変更も可とします。
98	要求水準書	92	2	3	(5)	事業①	(ウ)排水設備 b 屋外排水設備	屋外排水管の仕様について、既設同等で更新とありますが、既設は卵形管を使用しています。一般的な材料の円管(VP, VU)として宜しいでしょうか。	既設と同等以上の性能・機能等が確保できれば、市との協議のうえ、可とします。ただし、ポンプアップ配管(排水ポンプ以降の圧力がかかる排水管(第一柵以降も含む))については要求水準書に記載の通り、下水道用ポリエチレン管とします。
99	要求水準書	92	2	3	5	共通	衛生設備に関する 要求水準	インフラ市水道、下水道が途絶した際には、発電機負荷対象としたトイレの使用も出来なくなることによろしいでしょうか。 対象となるWCは建物上階にあり、直接屋外放流しているため、建物外部で放流できなくなる可能性があります。	お見込みの通りです。
100	要求水準書	93	2	3	(5)	事業①	(オ)消防設備 a	消防設備用ポンプについて、既設同等で更新とありますが、現行消防法を満たした仕様に更新として宜しいでしょうか。	既存同等で更新とします。
101	要求水準書	93	2	3	(5)	事業①	(オ)消防設備 a	消防設備一式を更新とありますが、配管については主配管を含むすべての配管を更新するということで宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
102	要求水準書	95	2	2	5	共通	ガス設備	中圧ガスはPLで更新することで、災害時においても機能維持が成され、使用できると考えてもよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
103	要求水準書	98	2	3	(5)	事業①	b 屋外排水設備について	b 屋外排水設備において、排水ポンプ、屋外排水管、排水柵を更新するよう記載がありますが、ここでいう排水設備は、汚水の排水ポンプ、屋外排水管、排水柵を更新すると考えてよろしいでしょうか。また排水管の更新は、管のライニング工法を提案し採用してもよろしいでしょうか。	排水設備は表にも記載がありますが、雨水排水、雑排水、汚水排水を示します。 よって、排水ポンプ、排水管、排水柵もそれぞれを示します。 排水管の更新について、ライニング工法は不可とします。
104	要求水準書	100	2	3	(5)	事業②	(オ)消防設備 a	消防設備一式を更新とありますが、配管については主配管を含むすべての配管を更新するということで宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				該当事業	項目	質問	回答
		頁	章	節	項				
105	要求水準書	100	2	3	(5)	事業②	(才)消火設備 a	2期衛生図(48~64, 67号図)以降の改修図(平成10年度)において、4号館白鳥ホール第二室の放水型ヘッドへの取替記載がありますが、仕様・システムの詳細か不明です。ご教示願います。	詳細な資料がないため、既設図面や現状を考慮し、適切な仕様・システムをご提案ください。
106	要求水準書	103	3	1	3	共通	実施体制	事業①・事業②両方に応募する場合、「統括管理技術者」、各業務の「技術者（管理技術者（設計）、監理技術者、管理技術者（工事監理））は事業①と事業②の兼務は可能でしょうか。	お見込み通りです。
107	要求水準書	104	1	3		共通	統括管理技術者	統括管理技術者は、各業務の技術者（管理技術者（設計）、監理技術者、管理技術者（工事監理））と兼務することは可能という理解でよろしいでしょうか？	統括管理技術者としての業務と兼務する各業務の技術者の業務について、事業進捗等に支障がなく、全て行うことが可能であれば、統括管理技術者と各業務の技術者の兼務は可とします。ただし、要求水準書 第3 統括管理業務に関する要求水準 1 総則 (3) 実施体制 に記載のある条件を満たす必要があります。整合をとるため、設計・工事請負契約書（案）を修正します。
108	要求水準書	104	1	3		共通	統括管理技術者	統括管理技術者は代表企業から配置することとありますが、企業体の代表企業と統括管理業務を担う企業とは、異なる役割となる可能性があります。（例えば代表企業は、最大の業務量を担う企業が務めるなど） 統括管理技術者は、構成員から配置することも可能としていただけますようお願いいたします。	原文のままとします。
109	要求水準書	108	4	2	(2)	共通	積算業務	内訳書をRIBIC2にて作成するよう指示がありますが、本件は閉館期間が限られており、設計・施工ともに大変タイトなスケジュールとなっております。RIBIC2での内訳書作成は大変時間がかかることから内訳書作成の方法について事業者の判断とさせていただきますようお願いいたします。	原文のままとします。
110	要求水準書	108	4	2	(2) イ	共通	積算業務について	積算業務の提出物は以下の通りで宜しいでしょうか。 基本設計完了時…「工事費概算書」（内訳明細無し） 実施設計完了時…「請負代金内訳書」および「参考代金内訳書」 <質問理由> ・基本設計完了時の情報内容ではRIBIC2を活用しての「参考代金内訳書」の作成はできない考えられるため。 ・要求水準書と別紙18（提出図書一覧）の指示に相違あり。	実施設計完了時に「参考代金内訳書」は不要です。要求水準書と別紙18（提出図書一覧）の指示に相違はありません。
111	要求水準書	110	4	2	5	共通	障害者に関わる団体等へのヒアリング等実施業務	「設計段階及び施工段階において、事業者①・事業者②は共同で、障害者に関わる団体等へのヒアリングを行い、そこでの意見を参考とし、市と協議の上可能な範囲で本事業に取り入れること。なお、当該意見を踏まえた改修事業費増額分の予算は税抜1,000万円とし、事業費に含まれるものとする」とありますが、事業①・事業②でそれぞれ税抜500万円と考えてよろしいでしょうか。	お見込み通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				該当事業	項目	質問	回答
		頁	章	節	項				
112	要求水準書	114	5	2	1	共通	寄贈品等移設業務	寄贈品等を廃棄する場合、廃棄も事業者の業務となりますでしょうか。廃棄する場合、貴市の責任で廃棄頂けると考えてよろしいでしょうか。	「別紙20 寄贈品等一覧」にて「本事業における扱い」が「③原則本事業にて撤去・処分とするが詳細は市との協議による」寄贈品の廃棄は事業者の業務とします。その他の寄贈品については協議によります。
113	要求水準書	123 124	6	1 2	(2) (1)	共通	業務区分 工事監理業務	【その他工事監理における必要な業務の要求水準について】 2 業務の要求水準 (1) 工事監理業務において、「工事監理業務内容は、国土交通省告示第98号別添一・・以下省略」に定められた標準業務とするとあります。 一方、1総則の(2)業務の区分⑤には、「その他工事監理における必要な業務と記載があります。「その他工事監理における必要な業務」の要求水準を具体的にご教示ください。」	その他の業務とは、要求水準書P123に記載のある『その他、設計図書どおりに本施設が施工されるようにするために必要な業務及び施工に関する品質確保のために必要な業務とする。』や市のモニタリングへの対応、市による現場確認時の立ち合い等を指します。
114	要求水準書 別紙2					共通	遵守すべき法令等	「愛知県及び名古屋市における設計基準・指針等」には建築工事に関する仕様と土木工事に関する仕様（土木工事標準仕様書・工事共通構造図・土木工事共通特記仕様書・土木工事標準積算基準書等）とが列挙されています。土木工事に関する仕様が適用される対象箇所をご明示頂きますようお願いいたします。	改修については既存仕様が建築であれば建築基準に準拠、土木であれば土木基準に準拠とします。既存仕様の確認にあつては、既存図面を参考してください。新設については、事業全体として関連するものを列挙しており、事業者の提案内容により該当するものを遵守することとします。
115	要求水準書 別紙3					共通	モニタリング計画書	要求水準未達の場合の措置（実施フロー）について、設計業務、建設業務及び工事監理業務に関するモニタリングにおいては、ペナルティポイントが加算されることはないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
116	要求水準書 別紙07	5				事業②	エレベーターについて エスカレーターについて	福祉対策は名古屋市福祉都市環境整備指針に基づきながら、エレベーター協会推奨の項目とも整合をとり、最終的には協議のうえ決定でよいですか？	別紙07を遵守するとともに、法令、条例を遵守した改修を行ってください。
117	要求水準書 別紙07	5				事業②	エレベーターについて	エレベーターに対する福祉対策において、2台並びの号機に対しては2台とも実施しますか？ 1台のみの対応としますか？	2台とも実施してください。
118	要求水準書 別紙9	1				事業①	雨漏り等状況説明図 (1号館1F)	「屋外倉庫 マンホールより逆流」とありますが、屋外倉庫内には既存の図面上マンホールはありません。どの部分を指しているのでしょうか。	屋外倉庫前の外部のマンホールです。閲覧・貸与資料「閲覧1_建築工事関係図面」の「A06 平成 年度 ミュージアムプラザ（仮称）施設建築工事 第2回変更」の「403_外構雨水排水系統変更図(H15_08)」をご参照ください。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				該当事業	項目	質問	回答
		頁	章	節	項				
119	要求水準書 別紙9	1				事業①	雨漏り等状況説明図 (1号館1F)	「駐車スペース及び荷捌き堀川から逆流しピットから溢れる」とありますが、そのピットとは、北側の車室にそって東西に設けられている側溝及び側溝にある集水枠をさしていると考えてよろしいでしょうか。大雨の際、桶からの雨量が多くなり、排水処理しきれなくなつてオーバーフローしているのではないでしょうか。ご確認願います。	お見込みの通りです。堀川への排水ルートは閲覧・貸与資料「閲覧1_建築工事関係図面」の「A06 平成 年度 ミュージアムプラザ（仮称）施設建築工事 第2回変更」の「403_外構雨水排水系統変更図(H15_08)」及び「405_外構雨水排水系統最終拡張変更図(H15_08)」をご参照ください。また現場確認をしたところ、堀川からの逆流ではなく、桶などから流れ込む雨水の量が多いことが原因でオーバーフローしている可能性は高いと考えられます。
120	要求水準書 別紙19	1				事業①	什器備品リスト (既存施設)	既存施設の什器備品について、設計時点で協議の上、更新備品を決定することになっており、提案時点では数量未確定のため、費用の算出が困難です。既存施設の什器備品の設置にかかる費用について、事業者の想定した提案内容を超えた部分については増額、減少した部分は減額の協議を貴市とさせていただけないでしょうか。	設計時点で更新備品を決定の際に、費用の増減についてもあわせて協議いたします。
121	要求水準書 別紙19	1				事業①	什器備品リスト (既存施設)	リストの上部に「2027年(令和9年)2月1日時点において、原則として購入後25年以上経過するもの、及び25年を経過していないくても劣化が激しいものを更新対象とする。(太字のもの)」とありますが、当該項目において入札金額に見込むのは上記金額と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
122	要求水準書 別紙19	1				事業①	什器備品リスト (既存施設)	リストの上部に「設計の際に、実際の備品類を確認し、劣化状況により更新するもの、更新しなくとも良いと思われるものを整理する」とありますが、設計の際に「更新するもの」となった備品の費用は入札前の段階では想定できないことから、貴市での負担をご検討頂きますようよろしくお願い致します。	設計時点で更新備品を決定の際に、費用の増減についてもあわせて協議いたします。
123	要求水準書 別紙19	1				事業①	什器備品リスト (既存施設)	「竣工時から最近までの購入備品で更新が必要なもの時価合計」の計算式に太字で記載されていない(更新対象でない)項目が含まれていますが、それらについても更新対象と考えればよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
124	落札者決定基準	3	4	1	3	共通	ア 事業遂行に関する確認	スケジュールについて、「国際会議場の引渡しが令和9年3月末までに完了する工程となっているか」とありますが、令和9年2月1までの誤記との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。落札者決定基準を修正します。
125	落札者決定基準	5	4	2	(1)	共通	イ) 提案内容の評価項目の採点基準	提案内容の評価方法について、各審査員は相対評価(応募グループが複数の場合は必ず優劣をつける)あるいは絶対評価(同一の評価もあり得る)のどちらに該当しますでしょうか。	絶対評価を想定しており、同一の評価もあり得ます。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				該当事業	項目	質問	回答
		頁	章	節	項				
126	落札者決定基準	5	4	2	(1)	共通	イ) 提案内容の評価項目の採点基準	各評価項目の採点方法についてどのように評価、採点を行なうのかご教示ください。 例) ・全審査員の平均点 ・担当の審査員1名による採点	審査員による合議採点方式を採用する想定です。
127	落札者決定基準	5	4	2	(1)	共通	ウ) 提案内容の評価項目における評価の視点と配点	1-1事業実施の基本方針の中に、「立地条件等に配慮した事業計画」との記載が御座いますが、この場合の立地条件は「リニア中央新幹線の開通による立地条件の向上」を意図されているのでしょうか。	事業者の提案によります。
128	落札者決定基準	6	4	2	2	共通	ア 提案内容の評価項目における評価の視点と配点	No. 1-1事業実施の基本方針において、「民間の経営能力及び技術能力を活かした効率的な施設の設置（以下、略）」とありますが、効率的な施設の設置とは具体的にどのようなイメージかご教示頂けますでしょうか。	老朽化対策のみではなく、改修工事とあわせて、社会ニーズに対応した機能強化や、競争力強化など「本施設が目指す姿」に少しでも近づける提案に期待をします。
129	落札者決定基準	7	4	2	(1)	共通	施設整備に関する評価	「2-3 利便性・快適性」について、「海外を含めた多様な文化や習慣等に配慮した施設」と記載ありますが、具体的にどのような施設を指しているかご教示いただけないでしょうか。	国籍・性別・宗教・障害有無など、個々人の文化や習慣によらず、誰にとっても便利・快適で、ダイバーシティに配慮した施設を想定しています。それを実現するような具体的な提案がなされているかを評価いたします。
130	落札者決定基準	5	4	2	(1)	共通	イ 提案内容の評価項目の採点基準	応募グループが複数の場合、提案内容評価点の採点は、各応募グループを比較した相対評価あるいは各応募グループを個別に評価した絶対評価のどちらが採用されますでしょうか。	絶対評価を想定しています。
131	落札者決定基準	5	4	2	(1)	共通		提案内容の各評価項目をどのように評価、採点を行うのかお教えください。 例) ・全審査員の平均点 ・審査員による合議採点方式	審査員による合議採点方式を採用する想定です。
132	設計・工事請負契約書（案）	1				共通	受注者	設計・工事請負契約書の契約者は、構成員による共同企業体が契約者となるという理解でよろしいでしょうか？	お見込み通りです。
133	設計・工事請負契約書（案）	1				共通	契約書（案）	受注者は、本事業の統括管理業務、設計業務、建設業務、工事監理業務（以下「本業務」という。）を共同して営む共同企業体になるとの理解でよろしいでしょうか。また、記名押印は共同企業体の構成員全員となりますでしょうか。	お見込み通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				該当事業	項目	質問	回答
		頁	章	節	項				
134	設計・工事請負契約書（案）	5	第13条		3	共通	調査業務等	「入札説明書等における記載の内容が、工事用地等に関する調査結果と齟齬を生じていたこと」との記載について、入札説明書に明示的に記載されていなかった事項が調査によって発覚した場合も「齟齬」としてお取り扱い頂けるとの理解でよろしかったでしょうか。	入札説明書に明示的に記載されていなかった事項が調査によって発覚した場合については、設計・工事請負契約書（案）第26条に基づき、市と事業者で協議のうえ、対応方法と負担を決定するものとします。
135	設計・工事請負契約書（案）	5	第13条		5	共通	調査業務等	調査業務の中には、調査費用や調査効率の観点からスポット・サンプリング的な調査しか実施できないものも存在します（ボーリング調査等）。第13条5項には、調査業務の不備に起因する費用について受注者が負担する旨記載されていますが、有事の際、スポット・サンプリング的な調査が調査業務の不備に該当しないための基準等についてご教示願います。	調査は必要な時期に適切な内容（方法や範囲）で行ってください。合理的に実施されたスポット・サンプリング的な調査により発見しえなかつた有事については、設計・工事請負契約書（案）第26条に基づき、市と事業者で協議のうえ、対応方法と負担を決定するものとします。
136	設計・工事請負契約書（案）	5	第15条		7	共通	建設業務に伴う近隣対策	「建設業務を行うこと自体に対する住民反対運動又は訴訟等に対する対応は発注者が行う。また、かかる住民反対運動又は訴訟等に直接起因する合理的な増加費用及び損害は、発注者がこれを負担する」とありますが、建設業務を行うこと自体に対する近隣対策であって住民反対運動や訴訟に発展しない程度のものについても、発注者の負担という理解でよろしいでしょうか？	建設業務を行うための近隣対策は事業者負担にて実施してください。
137	設計・工事請負契約書（案）	5	第13条		4	共通	調査業務	埋蔵文化財等が発見され、立ち合い調査が必要になった場合、調査業務は貴市に委託、あるいは受注者側での対応となるのでしょうか。また、それぞれの場合の費用は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	調査業務は事業者の対応とします。設計・工事請負契約書（案）第26条に基づき、市と事業者で協議のうえ、対応方法と負担を決定するものとします。
138	設計・工事請負契約書（案）	5	15		1	共通	建設業務に伴う近隣対策	今回の事業は既設改修工事で、建築確認申請もありません。「近隣」の範囲の定義がありましたら、ご教授をお願いします。	定義はありませんが、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、交通障害、その他の建設業務が近隣住民の生活環境及び近隣地において営業活動を行っている企業等に影響を与える範囲はカバーしてください。
139	設計・工事請負契約書（案）	5				共通	第13条(調査業務等) 6項	「6 工事用地等に関する障害については、施工に大きな支障を与えるものであり、かつ、発注者が公表又は受注者に開示した資料及び第1項に基づき受注者が行った調査から合理的に予測できない場合は、発注者及び受注者の間で対応について協議するものとし、」とありますが、発注者及び受注者の間で対応について協議した結果、発注者負担としていただける場合があるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込み通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				該当事業	項目	質問	回答
		頁	章	節	項				
140	設計・工事請負契約書（案）	6				共通	第18条（統括管理技術者、管理技術者（設計）、管理技術者（工事監理）及び監理技術者等）	「この契約締結後14日以内に、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。」とありますが、契約締結のタイミングは、仮契約の締結時または議会の議決のいずれとなりますでしょうか。	仮契約を締結した後、議会の議決を経て契約を締します。
141	設計・工事請負契約書（案）	6				共通	第18条（統括管理技術者、管理技術者（設計）、管理技術者（工事監理）及び監理技術者等）	(1)～(5)の各号に掲げられた技術者について、法人として入札説明書等で定められた実績要件を満たしていれば問題はなく、技術者個人の実績要件は求められないものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書第1章1.1.(2)イに記載のとおり、各業務責任者は、「本書及びその別紙」に定める要求水準のほか、業務実施にあたり必要な資格・知識、実績を有するものを選定しなければなりません。
142	設計・工事請負契約書（案）	6				共通	第20条（本業務関係者に関する措置請求）	「統括管理技術者がその職務（管理技術者（設計）、管理技術者（工事監理）、監理技術者又は専門技術者と兼任する統括管理技術者）にあっては、それらの者の職務を含む。」とありますが、「統括管理技術者」と各管理技術者等は兼任可能との理解でよろしいでしょうか。	統括管理技術者としての業務と兼務する各業務の技術者の業務について、事業進捗等に支障がなく、全て行うことが可能であれば、統括管理技術者と各業務の技術者の兼務は可とします。ただし、要求水準書 第3 統括管理業務に関する要求水準 1 総則 (3) 実施体制に記載のある条件を満たす必要があります。整合をとるため、設計・工事請負契約書（案）を修正します。
143	設計・工事請負契約書（案）	9				共通	第34条（請負代金額の変更方法等）	請負代金額の変更について協議開始時点で、第35条に記載の物価変動に基づく請負代金の変更がなされていた場合、物価変動後の単価等に基づく協議を行うとの理解でよろしいでしょうか。	お見込み通りです。 設計・工事請負契約書（案）第35条第4項（第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金の変更を行った後再度行うことができる）の通りです。
144	設計・工事請負契約書（案）	9	第35条		3	共通	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	物価変動の基準となる指標は「建設物価」（財団法人建設物価調査会発行）の建築費指数における「都市別指數（名古屋）：構造別平均26条SRC」の「建築」「設備」に基づき発注者と受注者が協議して定めることとなっておりますが、建設物価調査会の指数が汎用品をベースに作成されていることから、建設資材の規模・グレード等によっては当該指標では実態に合致しない場合があります（一般社団法人日本建設業連合会「設備工事費上昇の現状について」参照）。つきましては、当該指標によっては実態と整合が取れない場合には、受注者が示す別途の根拠に基づき、協議をしていただきますよう、お願ひいたします。	特別や要因や、予期することのできない特別な事情の場合は設計・工事請負契約書（案）第35条第5項、第6項、第7項によります。
145	設計・工事請負契約書（案）	10				共通	第35条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）	「都市別指數（名古屋）：構造別平均26条SRC」とは「都市別指數（名古屋）：構造別平均SRC」の誤植でしようか。また、構造別平均SRCを採用した理由をご教示ください。	誤記ですので修正します。 既存施設の構造がSRCのため、SRCを採用しました。
146	設計・工事請負契約書（案）	10	第39条		3	共通	第三者に及ぼした損害	「本業務の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により生じた損害」につきましては、第15条7項「建設業務を行うこと自体に対する住民反対運動又は訴訟等に対する対応」同様、発注者の負担として頂きたく、お願い申し上げます。	原文のままとします。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				該当事業	項目	質問	回答
		頁	章	節	項				
147	設計・工事請負契約書（案）	15	第58条		2	共通	不可抗力による本施設引渡し前の契約解除権	不可抗力により契約が解除された場合、受注者が出来高相当額の支払いを受けられるケースについて、発注者が「出来形部分につき引渡しを受けた場合」に限定されています。受注者としては、不可抗力に伴う損害を合理的に算出し、そのリスク分を請負代金額に反映させることは困難であり、出来高相当額の支払いを受けられない場合、多額の損害を被る可能性がございます。発注者が出来高部分につき引渡しを受けない場合についても、出来高相当額の支払いを受けられるよう、修文頂きたくお願い申し上げます。	原文のままとします。 「不可抗力による増加費用・損害の扱い」は第76条によります。
148	設計・工事請負契約書（案）	22		別紙4		共通	第2条（債務負担行為に係る前払金の特則）	「この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の請求をすることはできない。」とありますが、各会計年度内において請求可能となる時期の目安はありますでしょうか。	時期の目安はありません。市との協議により手続きを行ってください。
149	様式集	2				共通	提出書類一覧表	様式番号7-2-1事業実施の基本方針に「グローバルな利用を想定し、世界の主催者から開催候補地として選ばれる施設とするための考え方」と記載がありますが、グローバルな利用とは具体的にどのような利用を想定しているかご教示頂けますでしょうか。	要求水準書第1章2（4）に記載しているとおり、国内外の人の集積、学術・スポーツ・文化交流の拡大、ビジネス・イノベーションの機会創造等を想定します。
150	様式集	2				共通	提出書類一覧表	様式番号7-2-1事業実施の基本方針に「改修工事費の積算方法」と記載がありますが、具体的に積算根拠を示すことをイメージされているのでしょうか。	お見込みの通りです。落札者決定基準第4章2（2）に記載しているとおり、「根拠に基づき改修工事費が積算されているか」を評価の視点としており、できるだけ詳細な積算根拠をお示しいただきたいと考えています。
151	様式集	3				共通	提出書類一覧表	様式番号7-3-2及び様式番号7-3-3の記載内容に「ユニバーサルデザインへの対応」がございますが、落札者決定基準では様式番号7-3-3のみ「ユニバーサルデザインへの対応」に関する評価の視点が記載されています。「ユニバーサルデザインへの対応」を様式7-3-2と様式7-3-3双方に記載した意図をご教示いただけますでしょうか。	ユニバーサルデザインは様式7-3-3にて記載いただくこととします。様式集を修正します。
152	様式集	4				共通	提出書類一覧表	「設備設計図」及び「設計工事工程表」の様式番号がそれぞれ8-2-10、8-2-12となっておりますが、正しくはそれぞれ8-2-2、8-2-3でしょうか。	お見込みの通りです。様式集を修正します。
153	様式集	4				共通	提出書類一覧表	様式集では、様式8-5-1～8-5-3の記載がありますが、資料「様式集・word形式」の様式4-3「入札提案書類確認書」では記載がありません。どちらが正でしょうか。	様式8-5-1～8-5-3の記載があることが正です。様式4-3を修正します。
154	様式集・扉	4				共通	(5)施設計画書(図面集等)	様式番号8-2-10（設備計画図）は、様式番号8-2-2の誤植でしょうか。 また、同様に様式番号8-2-12（設計工事工程表）は、様式番号8-2-3の誤植でしょうか。	お見込みの通りです。様式集を修正します。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				該当事業	項目	質問	回答
		頁	章	節	項				
155	様式集・扉	4				共通	(4) 提案内容評価の審査に関する提案書 様式番号7-3-8	音響性能の確保に関する提案検討に伴い、既存ホールの音響測定データー、報告書等をご提供頂けないでしょうか。（センチュリーホール・イベントホール・国際会議場・白鳥ホール他）	音響測定データーは閲覧・貸与資料（R-9_音響測定結果報告書）で提供可能です。
156	様式集・扉	6				共通	2 作成上の留意事項 2-1 共通事項	「(10)提出書類は様式番号毎にインデックスを付すこと」と記載がありますが、様式7及び様式8のインデックスは親一子番号のみとし、孫番号はインデックス不要とするなど、緩和していただけないでしょうか。	(1)、(2)、(3)…レベルでインデックスを付してください。
157	様式集	6	2	2	1	共通	作成上の留意事項	「(6)各様式の提出枚数が複数枚の場合には、様式の右肩に通し番号を記載すること。」と記載ありますが、様式 7-7-1 1/3, 2/3, 3/3のように各様式ごとに通し番号を記載すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
158	様式集	6	2	2	1	共通	作成上の留意事項	A4判バインダーファイルでA3判資料を折込ではなく、A3判バインダーファイルに左綴じとさせて頂けないでしょうか。	書類管理の関係からA4判バインダーファイルとします。
159	様式集	6	2	2	1	共通	作成上の留意事項	2-1共通事項 (10)について「提出書類は様式番号毎にインデックスを付すこと」とありますが、つまり様式 4、5、6…のレベルで付すと考えてよろしいでしょうか。	(1)、(2)、(3)…レベルでインデックスを付してください。
160	様式集	6	2	2	2	共通	作成上の留意事項	企業名の記載について「代表企業、構成員及び協力企業の名称を客観的に特定できる記載は行わないこと」と記載がありますが、具体的には物件名や写真、説明文等は記載しても良いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
161	様式集	6	2	2	2	共通	作成上の留意事項	企業名の記載について、応募グループに属さない企業を事業提案書内で記載する場合は、固有名詞を表記しても問題ないでしょうか。	応募グループに属さない企業の場合、企業名等の固有名詞を記載することも可能です。
162	様式集	7	2	2	2	共通	提出書類の綴じる区分	入札参加資格確認申請時及び提案審査書類提出時において、提出書類の副本は正本のコピーとしてもよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
163	様式集・Word版					共通	様式2-2, 2-3, 2-4, 2-5, 2-7	左記の様式に記載する代表者名及び押印について、名古屋市競争入札参加について「見積及び入札に関する事項」等の権限を委任されている、名古屋支店の支店長でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				該当事業	項目	質問	回答
		頁	章	節	項				
164	(様式2-3)					共通	委任状	「本事業を遂行するために会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立する場合における、SPC設立以前の契約についての一切の件」との記載がありますが、本事業の実施にあたり、SPCの設立は必須ではなく、事業者の任意との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
165	様式集・WORD形式					共通	様式2-3	「代表者名」の記載と押印が必要ですが、「代表者名」及び押印は、名古屋市競争入札参加について「見積及び入札に関する事項」等の権限を委任されている、名古屋支店の支店長で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
166	様式集・WORD形式					共通	様式2-2、2-4、2-5、2-7、2-8、2-9、2-10、4-2、4-4	「代表者名」の押印の印がありません。押印は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
167	様式集・WORD形式					共通	様式2-4、2-5	上記質疑にて押印が必要となった場合、様式2-4の「入札参加資格確認申請書兼誓約書」、及び様式2-5「入札参加者構成表」について、代表企業、構成員1社毎に1枚ずつ作成（1枚に複数社を記載することではなく）し、例えばシェア製本等での提出をお認め頂けますでしょうか。	指定様式以外の押印は不要です。製本はせず、ファイルまたはバインダー等でご提出ください。
168	様式集・WORD形式					共通	様式2-6	添付資料提出確認書においてE「第3の1(4)ウ(ウ)又は(エ)に定める設計の実績を証する書類」とありますが、(エ)は入札説明書に記載がありません。ア(エ)と同様の書類と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。それぞれの事業における入札公告上の資格を正とします。
169	様式集・WORD形式					共通	様式2-7	様式2-7の下部に「役員等とは、監査役（常勤・非常勤問わず）や社外取締役・社外監査役も含む、現在事項全部証明書に記載のある全ての者を指す。行が不足する場合は、適宜、行を挿入して記入すること。」と記載ありますが、記載する役員等の人数が多く1枚で収まらなかつた場合は、2枚に分けてもよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
170	様式集・WORD形式					共通	様式4-3	入札提案書類確認書に「8-3-6 レストランに関する提案書」と記載がありますが、様式集には8-3-6の項目はございません。どちらが正でしょうか。	様式8-5-1～8-5-3の記載があることが正です。様式4-3を修正します。 様式4-3「8-3-6 レストランに関する提案書」を削除しました。（令和6年2月1日）
171	様式集・WORD形式					共通	様式4-3	入札提案書類確認書の(3)入札価格の内訳及び事業収支計画に関する提案書類」と記載がありますが、「入札価格の内訳に関する提出書類」の誤記でしょうか。	お見込みの通りです。様式4-3を修正します。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				該当事業	項目	質問	回答
		頁	章	節	項				
172	様式集・WORD形式					共通	様式5-1 【参考】入札書用封筒見本	入札書用封筒について、 ・グループ名の記載は不要と考えてよろしいでしょうか。 ・代表企業の記載のみでよろしいでしょうか。 ・封筒の表への押印は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
173	様式集・EXCEL形式					共通	様式6-2	提案提出までに様式6-2の年度毎の設計・建設費を正確に算出することはできないため、当該金額につきましては、あくまでも参考数値としての取り扱いをお願いいたします。	請負代金内訳書は、設計・工事請負契約書（案）第4条・第34条・第37条に記載のとおり扱うものとします。
174	参考資料	h, i				共通	04-h_参考資料h_雨水抑制施設対応資料 04-i_参考資料i_雨水排水経路図	資料に、「5号館（仮称）」及び「第4立体駐車場（仮称）」の記載があります。本計画にて考慮する必要がないと考えてよいでしょうか。	お見込みの通りです。
175	要求水準書	73	2	3	(3)	共通	エスカレーター設備	1号館防災センター設置の監視盤までの信号線は事業①②どちらの工事範囲でしょうか。	要求水準書P. 73に記載の通り、事業①、事業②それぞれの事業範囲内のエスカレーターにおける1号館防災センター設置の監視盤までの信号線は、それぞれの事業にて配線を行うこととします。